

令和6年度 水田活用の直接支払交付金単価について

令和6年3月時点

■ 交付対象者 交付対象水田※において、販売目的※の交付対象作物を生産する農家・集落営農組織等

※たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外です。

また、令和9年度以降は、過去5年間に一度も水張をしていない農地は交付対象外になります。

※実績報告として、出荷・販売を確認できる書類を提出していただきます。

販売を行わなかった場合や、出荷・販売状況を確認できる書類が提出できない場合、交付金の取り下げや返納が発生します。

■ 水田活用の直接支払交付金の単価表（10a当たり・基幹作の場合）

◆ 県及び市協議会段階の加算措置（B及びC）については、今後の国との協議や、予算の配分・取組実績等に応じて、交付単価や技術メニュー等に変更が生じる場合があります。

交付対象作物（水田）	国の基本単価（A）	県段階の加算措置（B）		市協議会段階の加算措置（C）		農業者等への交付単価（A+B+C）
		国設定の加算措置	県設定の加算措置			
小麦	35,000円	-	-	技術メニューに3つ以上 取り組んだ場合（※1）	11,000円	35,000円 ~ 46,000円
大豆	35,000円	-	拡大分 （※2） 9,000円	技術メニューに3つ以上 取り組んだ場合（※1）	14,000円	35,000円 ~ 58,000円
飼料作物 ※播種を行わない 場合 10,000円	35,000円	-	-	-	-	10,000円 ~ 35,000円
子実用 とうもろこし （飼料作物）	35,000円	-	新規・拡大分 9,000円	技術メニューに1つ以上 取り組んだ場合（※1）	10,000円	35,000円 ~ 54,000円
WCS用稲	80,000円	-	-	-	-	80,000円
加工用米	20,000円	-	-	技術メニューに1つ以上 取り組んだ場合（※1）	10,000円	20,000円 ~ 30,000円
飼料用米 ※飼料用米は 一般品種の場合 55,000 ~ 95,000円	収量に応じ、 55,000円~ 105,000円	-	R5からの複数年契約分 （※3） 8,000円	技術メニューに2つ以上 取り組んだ場合（※1） （※3）	8,000円	55,000円 ~ 121,000円
			新 R6からの複数年契約 分（※3） 8,000円			
米粉用米	55,000 ~ 95,000円	-	-	-	-	55,000円 ~ 105,000円
新市場 開拓用米 （輸出用米等）	-	20,000円 複数年契約 （新規分） 10,000円	生産性向上の取組 技術メニューあり 8,000円	技術メニューに1つ以上 取り組んだ場合（※1）	10,000円	20,000円 ~ 48,000円
そば・なたね	-	20,000円	-	-	-	20,000円
重点振興 野菜	<対象品目> 枝豆、にんにく、ピーマン、トマト、ミニトマト				20,000円	20,000円
地域振興 野菜	<対象品目> 玉ねぎ、アスパラガス（※4）、なす、きゅうり、 とうがらし、セリ				15,000円	15,000円
高収益野菜 （拡大分）	<対象品目> にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん、ねぎ、枝豆、かぼちゃ、キャベツ、 ばれいしょ、アスパラガス（※4）、ブロッコリー、とうもろこし、こかぶ、玉ねぎ ※対象品目の合計面積が8a以上拡大 ※契約栽培（※5）の場合は上乗せ（13,000円）助成					22,000円 ~ 35,000円

（注）複数年契約とは3年以上の契約を指します。

※1：市協議会段階の小麦・大豆・子実用とうもろこし・加工用米・飼料用米・新市場開拓用米は、生産性向上技術メニューの取組を実施することで加算対象となります。各種取組メニューは別紙をご覧ください。

※2：主食用米以外の水稲への輪作を前年大豆面積の2割以上実施した場合に、前年大豆面積から拡大した面積分が加算対象となります。

※3：飼料用米の県段階・市段階の助成については、専用品種（ゆたかまる、えみゆたか）で取り組んだ場合のみ対象となります。

※4：育成期間中のアスパラガスに限り、通常の肥培管理を行うことで交付対象とします。

※5：生産者と需要者の間で出荷・販売契約が結ばれており、契約数量、販売価格又は販売価格の設定方法、契約不履行に対する違約事項が規定されている必要があります。